

紀美野町職員研修計画

令和8年4月1日



1. 研修計画の目的

本計画は、職員が自発的に自己啓発に努められる体制と、公務員としての教養や倫理意識の醸成、並びに職務の遂行に必要な知識及び技能を向上することで、全体の奉仕者としてふさわしく、また町民から信頼される職員を育成することを目的とする。

2. 研修計画の期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

3. 研修の区分

区分	内容																				
①全体研修	全体研修は、全職員を対象に毎年度行うものとし、職員に教養や倫理意識の向上の為に研修。なお、研修テーマを町長が決定する。																				
②一般研修	和歌山県市町村職員研修協議会等が実施する研修については、以下のとおり。 ①和歌山県市町村研修協議会が行う研修 <table border="1" data-bbox="539 987 1401 1480"> <thead> <tr> <th colspan="2">研修名</th> <th>対象職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般</td> <td>新規採用職員研修</td> <td>新規採用職員</td> </tr> <tr> <td>一般職員基礎研修</td> <td>2年～5年未満の職員</td> </tr> <tr> <td>一般職員一次研修</td> <td>5年～8年未満の職員</td> </tr> <tr> <td>一般職員二次研修</td> <td>8年以上の職員</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">監督</td> <td>監督者一次研修</td> <td>係長以上の職員</td> </tr> <tr> <td>監督者二次研修</td> <td>課長補佐以上の職員</td> </tr> <tr> <td>管理</td> <td>管理者研修</td> <td>課長以上の職員</td> </tr> </tbody> </table> ②①以外の機関が行う研修 市町村研修協議会以外の研修機関が行う研修	研修名		対象職員	一般	新規採用職員研修	新規採用職員	一般職員基礎研修	2年～5年未満の職員	一般職員一次研修	5年～8年未満の職員	一般職員二次研修	8年以上の職員	監督	監督者一次研修	係長以上の職員	監督者二次研修	課長補佐以上の職員	管理	管理者研修	課長以上の職員
研修名		対象職員																			
一般	新規採用職員研修	新規採用職員																			
	一般職員基礎研修	2年～5年未満の職員																			
	一般職員一次研修	5年～8年未満の職員																			
	一般職員二次研修	8年以上の職員																			
監督	監督者一次研修	係長以上の職員																			
	監督者二次研修	課長補佐以上の職員																			
管理	管理者研修	課長以上の職員																			
③専門研修	和歌山県市町村職員研修協議会が実施する研修で、必要な専門知識と技能を習得する為の研修 上記以外の研修機関や国・県等を通じて実施される研修会で、必要な専門知識と技能を習得する為の研修																				
④派遣研修	国、地方公共団体、大学、民間企業及びその他の団体への派遣。																				
⑤自己啓発研修	職員1人1人が自主的に取り組む自己啓発のことで、学識経験者による講演会等への参加やOFFJTによる自主学習会への参加																				

4. 研修実施計画

区分	計画年度	研修計画規模	
①全体研修	令和8年度～令和12年度	全職員	
新規採用職員研修	令和8年度～令和12年度	全職員	
防災研修 訓練と交互	令和8年より隔年	全職員	
②一般研修 (研修協議会)	令和8年度	10名以上	
	令和9年度	10名以上	
	令和10年度	10名以上	
	令和11年度	10名以上	
	令和12年度	10名以上	
③専門研修 (研修協議会)	令和8年度～令和12年度	毎年度50名以上	
うち特別研修	令和8年度～令和12年度	毎年度5名以上	
④派遣研修	他の公共団体	令和8年度	1名以上
	他の公共団体	令和9年度	1名以上
	他の公共団体	令和10年度	1名以上
	他の公共団体	令和11年度	1名以上
	他の公共団体	令和12年度	1名以上
⑤自己啓発研修	令和8年度～令和12年度	毎年度50名以上	